

令和7年度 嫩恋村グランドデザイン策定業務 公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

嫗恋村では、人口減少、公共施設の老朽化、住民ニーズの多様化に対応するため、持続可能な地域づくりを進めるため、村全体の将来像や公共施設の再編方針を示す「嫗恋村グランドデザイン」を策定することとしている。この業務では、嫗恋村鎌原～田代までの嫗恋バイパス約12kmが新たに整備区間に指定されるなど交通流動が大きく変化することを踏まえ、地域拠点や施設の整備計画を検討し、村の発展に寄与する持続的なビジョンを作成する。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度 嫗恋村グランドデザイン策定業務委託

(2) 業務内容等

別添「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 業務上限額

金 7,600千円（税込）

3 参加資格要件等

このプロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たしている法人とする。

（1）嫗恋村入札参加資格者名簿に登載されている者のうち、下記の業者種別のすべてに登録がある群馬県内に本社、支社または営業所を有する事業者であること。

業者種別	業種	認定部門
建設コンサルタント	土木関係建設コンサルタント業務	道路もしくは都市計画および地方計画

（2）過去3年間（令和4年4月1日～令和7年3月31日）に同種業務、同類業務の実績がある者。

[1] 同種業務：幹線道路周辺における土地利用計画、開発計画、グランドデザイン策定業務

[2] 類似業務：地方都市、または郊外エリアにおける大規模な拠点開発、産業団地整備、都市再生等の基本計画またはマスタープラン策定業務

（3）事業を実施するにあたっての業務責任者においては、同種業務、同類業務の実績がある者とし、以下の要件を満たさない場合は、技術提案書の提出者として選定されない。

- ・技術士（総合技術監理部門-建設）
- ・技術士（建設部門）
- ・RCCMの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者

- ・土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級)
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する不正又は不誠実な行為を行っていない者。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続きまたは民事再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 直近1年間の国税・地方税の滞納がない者であること。

4 参加に係る必要書類の提出

「3 参加資格要件等」を満たし、本手続に参加する場合、次の必要書類を日本語で記載して提出すること。

(1) 提出書類

名称	様式及び添付書類等	提出部数
①参加申込書	<p>■様式第1号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加申込書には代表者印を押印すること。 	1部
②会社概要書	<p>■様式第2号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出日現在で記入すること。 	1部
③業務実績書	<p>■様式第3号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同種業務、類似業務の受託実績（5件以内）を記入すること。 	1部
④提案書	<p>■提案書（任意様式）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「評価基準（別紙1）」を確認して、提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔に解りやすく記述すること。 ・用紙はA4版、横書き、文字の大きさは11ポイント以上とすること。 ・表紙を除いて20ページ以内で両面印刷とすること。 	正本1部 副本15部
⑤業務実施体制書	<p>■様式第4号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約締結後における業務の実施体制（担当者等の氏名、経験及び担当する業務）について記述すること。 	1部
⑥業務工程表	<p>■任意様式（1枚）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スケジュール及び嬬恋村と事業者の役割、分担等を明記すること。 	1部
⑦見積書	<p>■任意様式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積書には、消費税及び地方消費税を含むこと。 	1部

(2) 提出部数

各1部（④提案書は正本1部、副本15部）及びPDFデータ

（3）提出期限

令和7年12月8日（月）午後5時まで（郵送の場合は必着）。

（4）受付時間

午前8時30分から午後5時まで（土日、祝日を除く）

（5）提出方法

〒377-1692 群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前110番地

嬬恋村未来創造課へ持参又は郵送にて提出すること。

郵送の場合は、書類到着の確認を電話で行うこと。

5 質問の受付および回答

（1）提出期間

公募開始の日から令和7年11月14日（金）午後5時まで

（2）提出方法

質問書（様式第5号）により電子メールにて提出すること。

メールアドレス miraisozo@vill.tsumagoi.gunma.jp

（3）回答方法

令和7年11月21日（金）までに嬬恋村ホームページに掲載する。

（4）留意事項

本要項及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。

6 選考方法

（1）優先交渉権者の選考

優先交渉権者の選考にあたっては、「評価基準（別紙1）」に基づき提案された内容を審査し、評価項目及び評価内容の合計で最も高い者を優先交渉権者として選考する。また、次点交渉権者も選考する。

（2）審査

審査は非公開とし、書類と事業者プレゼンテーションによる審査を実施する。

事業者プレゼンテーション審査を、次のとおり実施する。

ア 日時等

令和7年12月17日（水）（時間・会場等の詳細は、別途通知）

イ 応募事業者の出席者

3名以内

ウ 実施方法

（ア）提案内容のプレゼンテーション及び補足説明（概ね20分以内）

プロジェクター及びスクリーンは、嬬恋村で準備する。パソコン等の機器は持参すること。プレゼンテーションは、提出した④提案書を用い、その表記順に行うこと。

（イ）質疑応答（約10分）

（3）審査結果

審査を受けた各事業者に対し、令和7年12月19日（金）までに文書又は電子メールにて審査結果を通知する。また、審査結果（優先交渉権者及び次点交渉権者は、その名称・得点）を嬬恋村ホームページに掲載する。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

（4）優先交渉権者との協議

優先交渉権者は、嬬恋村と仕様並びに価格等について協議を行い、嬬恋村の決定を受けることにより受注事業者となる（提案書の内容は、協議の過程で変更・修正する場合がある）。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合、次点交渉権者と協議を行うものとする。

また、参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を交渉権者として選考し、同様の協議を行う。

なお、協議における議事録は、交渉権者において作成することとし、これに伴う費用は交渉権者の負担とする。

7 契約及び支払方法

- （1）受注事業者は、嬬恋村と契約を締結し、契約内容に基づいて受注業務を実施する。業務発注の完了後、検査を経て請負費を受注事業者に支払うものとする。
- （2）受注事業者は、業務の全部を第三者に委託することはできない。

8 参加事業者の失格

参加事業者が次の事項に該当する場合は、失格とする。

- （1）本要項「3 参加資格要件等」を満たさなくなった場合
- （2）提出書類等に虚偽の記載があった場合
- （3）審査の公平性を害する行為や一連の公募手続を通じて著しく信義に反する行為があり、村が失格と認めた場合
- （4）選考委員または担当職員に対して、直接または間接的に本プロポーザルに関し援助を求めた場合
- （5）契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- （6）プレゼンテーション審査に正当な理由なしに参加しなかった場合

9 プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと判断したときは、中止する場合がある。その場合において、応募に関わる一切の経費は嬬恋村に請求できない。

10 辞退

参加申込後に辞退する場合には、速やかに参加辞退届（任意様式）を提出すること。

11 その他

- （1）提案等の応募に係る全ての経費は、参加事業者の負担とする。
- （2）嬬恋村は、提出された関係書類等は返却しない。
- （3）嬬恋村は、提出された関係書類等の機密保持には十分配慮する。

- (4) 嫁恋村は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加事業者が負うものとする。
- (6) 業務内容は、採択された提案の内容を基本とするが、嫁恋村の指示のもと変更等を加える場合がある。

12 スケジュール

項目	期間
①プロポーザル公募開始	令和7年1月7日（金）
②質問受付期間	公募開始～令和7年1月14日（金）
③質問と回答の公表	令和7年1月21日（金）
④参加に係る必要書類の提出期限	令和7年2月8日（月）
⑤プレゼンテーション審査	令和7年2月17日（水）
⑥審査結果の通知発送	令和7年2月19日（金）まで
⑦契約手続き	令和7年2月下旬（予定）

13 問合せ先及び各種書類の提出先

嫁恋村未来創造課（担当：黒岩、土屋）

〒377-1692 群馬県吾妻郡嫁恋村大字大前110番地

T E L : 0279-96-1257（直通）

F A X : 0279-96-0516

電子メールアドレス : miraisozo@vill.tsumagoi.gunma.jp

【別紙1】

評価基準

1 評価の方法について

- ① 下記の「評価項目及び評価内容」に基づき、審査員が下記項目を評価し、評価点を合計して審査員の総合得点（各審査持点100点）を算出し、総合得点が最も高い者を優先交渉権者として選考する。また、次に高い者を次点交渉権者として併せて選考する。
- ② 評価点の合計が同点の場合は見積額が少ない者を優先交渉権者とする。

2 評価項目及び評価内容について

下記の評価項目及び評価内容に基づき採点する。

評価項目及び評価内容		
1. 提案内容の適切性（40点）		
(1) 業務理解と課題認識（15点） 提案者が「人口減少」「公共施設の老朽化」「住民ニーズの多様化」など、嬬恋村の課題を十分に理解し、それに対する適切な解決策を提示しているか。		点
(2) 提案内容の具体性（15点） 提案する計画やアクションプランが具体的で、実現可能性が高いか。地域拠点や施設整備計画の詳細、交通流動の変化にどう対応するかなど、具体的な実行方法が示されているか。		点
(3) 持続可能性と将来性（10点） 提案が長期的な持続可能な地域づくりに寄与するか。提案の成果がどのように村の発展に繋がるか、その持続可能性が考慮されているか。		点
2. 技術力・実施能力（30点）		
(1) 業務実績（15点） 類似業務の実績が十分であり、同様の地域や公共施設の再編業務に携わった経験があるか。過去の成功事例や成果を明示しているか。		点
(2) 実施体制と人員配置（15点） 提案者が提示する実施体制が適切であり、専門的な知識を有する人材を配置しているか。		点
3. 提案の創造性・革新性（10点）		
(1) 独自性と創造性（10点） 提案内容に新しいアイデアが組み込まれており、他の提案と差別化されているか。地域資源を活用した提案が含まれているか。 村の変化するニーズや状況に対して、柔軟に対応できる提案がなされているか。今後の変更に対応できる柔軟性があるか。		点
4. 提案書の明確さと分かりやすさ（5点）		
(1) 構成・レイアウト・言葉の使い方（5点） 提案書の構成が論理的であり、読みやすく整理されているか。ビジュアルや図表を活用して、理解しやすい形式になっているか。 専門的な内容が適切な言葉で説明されており、関係者が理解できるように記述されているか。		点
5. 億格提案（15点）		
(1) 億格競争力（15点） 提案金額が妥当であり、業務内容に見合った億格設定となっているか。コストパフォーマンスを重視し、予算内で実行可能な提案であるか。		点
評価点合計（100点満点）		点